

講義概要

本講義では、図書館をめぐる様々な法制度及び法的問題について講義を行う。図書館は、文化と学術の拠点となる社会的機関であり、教育・研究活動を支える重要な存在である。また、貴重資料の蓄積保存を行うという役割も担っている。こうした図書館における情報の取扱いは、「知る権利」、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権といった憲法上の諸権利や、著作権、プライバシー権や個人情報保護法など、実に多岐にわたる法制度と関連することから、図書館業務に従事する際には、いかなる法的問題が存在するかを認識し、その解決策を考えることが肝要である。あわせて、図書館サービスを提供することに伴う各種トラブルへの対処法も理解しておく必要がある。

そして、最近では、情報技術の発展に伴って電子ジャーナルが普及するなど、図書館サービスも多様化・効率化している。しかし、かかるサービスを提供するにあたっては、法令に基づくことが求められるものの、必ずしも法的解釈が明確ではない点も存在する。また、大学では研究成果を電子化・ネットワーク化して利活用しようとする動きなども見られるが、そうした最近のトピックについても、法的論点を把握することが望ましい。

さらには、情報技術の発展によって、図書館に存在する法情報をいかに効率的に活用するかという観点にも注目が集まっている。法情報の収集・利用については「リーガル・リサーチ(法情報学)」という領域があり、特に実務家の間では必須の知識となっている。

「図書館と法」では、これらの種々の視点を踏まえながら、次の構成にて講義を進めることとする。

講義の構成

1 日本の図書館と図書館法

国立国会図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館等について、それぞれの設置根拠となる図書館関連法制についての概要を取り上げる。

2 図書館で取り扱う情報と法・権利

- (1) 図書館で取り扱う各種資料と図書館サービスの法的性質
- (2) 「知る権利」、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権等
- (3) 著作権法
- (4) プライバシー権、個人情報保護法
- (5) その他

(1)では、図書館で取り扱う各種資料及び図書館サービスの法的性質を解説する。(2)～(5)では、憲法上の「知る権利」、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権のほか、著作権法、プライバシー権、個人情報保護法など、図書館で取り扱う情報に関する権利や法制度について、その概要を説明する。

3 図書館をめぐる法的問題

(1) 図書館サービスと憲法上の諸権利

図書館は、多様な社会的、政治的、経済的、文化的資料を広くに収集し、利用者の利用に供することにより、国民の「知る権利」、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権等に奉仕する機関である。一方で、地方公共団体が条例に基づいて指定する青少年有害図書(又は不健全図書)、少年事件を報道した雑誌、差別用語の含まれた図書の取扱いなどについて、対象者を保護する趣旨で閲覧や貸出を制限すれば、上記諸権利を侵害するといった問題が生じる。そこで、実際の裁判例などを取り上げつつ、双方の対立利益をどのように調整すべきかについて検討する。

(2) 図書館サービスに伴うトラブル

図書館サービスを提供する際には、資料の延滞、迷惑利用者、館内外での事故、複写機利用に関する諍いなど、様々なトラブルが生じ得る。そこで、次のようなケースを取り上げて、各トラブルへの対処法を検討する(鑑水三千男『図書館と法』(日本図書館協会、2009年)189～275頁より)。

- ・ 図書館資料の延滞に対する適切な処置方法
- ・ 図書館資料を汚損、破損、紛失した場合の賠償請求
- ・ 図書館使用者が貸出登録をする場合の制限
- ・ 迷惑利用者を退去させる法的根拠
- ・ 特定の利用者に貸出を制限できる根拠
- ・ 資料のリクエストを拒否できる根拠
- ・ 館内外で事故が起きた時の賠償責任の範囲
- ・ 図書館資料の貸出に伴って賠償を求められた場合の対処
- ・ 子どもが怪我をして助けを求められた場合の対応
- ・ 集会室の利用を特定の団体に制限する場合
- ・ 複写機の利用に関するトラブル
- ・ 資料貸出確認装置に関するトラブル

(3) 著作権に関する個別問題

図書館サービスで最も問題となるのは、著作権法に基づく対応である。これについては、例えば、次のような個別問題が存在する(著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」より <http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>)。

- ・どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるか。
- ・コイン式複写機を用いて複写サービスを行うことに問題はあるか。
- ・著作権法第 30 条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができるのか。
- ・複写サービスができる「著作物の一部分」とはどの範囲か。
- ・定期行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度か。
- ・自館にない資料について、利用者から複写請求があったので、資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をすることはできるか。
- ・ビデオソフトを図書館の外に貸し出してもよいか。音楽 CD はどうか。
- ・雑誌の付録についている CD-ROM を館外貸出してもよいか。
- ・市立図書館での子供たちに対する朗読サービス、視覚障害者に対する録音物の提供は許されるか。
- ・デジタルカメラや携帯を使って資料を撮影する利用者に対して、どのように対処したらよいか。
- ・「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書の紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せてもよいか。
- ・大学図書館で「機関リポジトリ」を開設し、研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信する際に、著作権的に留意すべきことは何か。
- ・国立国会図書館の「納本制度」とは何か。所蔵資料の電子複製化に関する著作権法の改正内容はどのようなものか。

図書館と著作権をめぐる問題は上記にとどまらない。特に、学校その他の教育機関では、他人の著作物を用いて教育活動を行いつつ、教員や学生も日々著作物を創作しており、その権利関係は極めて複雑である。かかる観点を含めて個別問題について検討する。

(4) 図書館資料と個人情報保護法

個人情報保護法は、2003 年 5 月 23 日に、関連する 5 つの法律がまとめて制定された。その中には、民間事業者に適用される「個人情報の保護に関する法律」、行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等に適用される「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」がある。また、地方公共団体の設置する組織には、それぞれの個人情報保護条例が適用される。

このように、個人情報保護法制については、設置母体ごとに適用法令を異にする点に 1 つの特徴がある。図書館についても、そもそも個人情報保護法の適用されない図書館があるほか、適用される場合であっても、当該設置母体に適用される法令が何であることを確認した上で法令遵守に取り組むことが求められる。

また、図書館が扱う情報には、利用者情報、利用情報(記録)、個人情報関係資料、図書館職員等の個人情報、書誌情報があり、それぞれに法令に則った取り扱いが求められるものの、個人情報関係資料は、法令の適用対象外となる場合がある。この点を踏まえつつ、各種情報を取得、利

用、提供、管理する過程で取るべき対策を整理し、解説する。あわせて、個人に関する情報の開示等の求め(請求)を受けた場合における対応や、情報セキュリティの確保についても取り上げる。

(5) その他

図書館は、資料を公表する者と入手する者の間に立って、情報を媒介する役割を担っている。しかし、その中には、プライバシー、名誉や著作権等を侵害する権利侵害情報、わいせつ情報や違法品販売などの違法情報、暴力的表現や人を自殺に誘引するような有害情報の掲載された資料も存在する可能性がある。そこで、かかる情報の取扱いに関し、各種図書館がいかなる責任を負うかについて検討する。

4 リーガル・リサーチ

法曹実務家、研究者、学生等が法情報を入手しようとする際、図書館は、法情報サプライヤー及び法情報リポジトリとしての役割を果たしている。インターネットにおける情報提供が拡大している現代では、法情報と図書館の関係性も見直しが迫られている。ここでは、3までの内容とは異なり、法情報をいかに有効に入手し、利活用するかという観点から、図書館の果たすべき役割について検討する。

5 ネットワーク社会における最近の問題

(1) 図書館業務とクラウド・コンピューティング

クラウド・コンピューティングは、インターネットとそれに接続されているサーバ全体を、雲(cloud)に例えて、インターネットを介してユーザーのコンピュータで利用しようとするものをいう。これは、自前でシステムを構築する場合と比べると、導入、運用等の手間と時間を省くことができる等、コスト面での利点を有する。一方で、接続障害が起きた時のリスクを丸抱えすることや、サーバ所在地でのテロや通信傍受などのカントリーリスクをかぶらなければならないといった問題点が懸念されている。今後、図書館業務にクラウド・コンピューティングを用いる可能性も考えられるが、その場合のリスクと取るべき対策を紹介する。

(2) 図書館資料の電子化と情報発信

最近では、大学研究者の研究成果物を図書館のホームページ等に掲載して公表する試みが見られる。これに対しては、複製権と公衆送信権について、権利者からの許諾が必要となるが、特に過去の成果物については大変な作業となる。あわせて、当該成果物の中に他者の著作物が転載されている場合には、当該人物から許諾を得ているか、又は、引用の要件を正しく守っているかといった確認作業が必要となる。

参考文献

山本順一『電子時代の著作権』(勉誠出版、1999年)

青弓社編集部編『情報は誰のものか?』(青弓社、2004年)

名和小太郎・山本順一『図書館と著作権』（日本図書館協会、2005年）
森田盛行『学校図書館と著作権 Q&A』（全国学校図書館協議会、第3版、2006年）
新保史生「図書館と個人情報保護法」情報管理 47 卷 12 号 818-827 頁(2004年)
文化庁編著『著作権法入門』（文化庁、2009年）
指宿信編『法情報サービスと図書館の役割』（勉誠出版、2009年）
鍵水三千男『図書館と法 図書館の諸問題への法的アプローチ』（日本図書館協会、2009年）
塩見昇『新図書館法と現代の図書館』（日本図書館協会、2009年）
社団法人著作権情報センターのホームページ(<http://www.cric.or.jp/>)

図書館と法

筑波大学大学院
図書館情報メディア研究科
准教授 石井夏生利

1

講義の構成

- 日本の図書館と図書館法
- 図書館で取り扱う情報と法・権利
- 図書館サービスをめぐる法的問題
- リーガル・リサーチ
- ネットワーク社会における最近の問題

2

日本の図書館と図書館法

3

国立国会図書館

- 「国立」「国会」図書館
- 1948年設立

国立図書館としての機能 納本制度 :2009年著作権法改正 目録作成・出版 出版物を利用させる。 国内外の図書館等の支援・援助	国会図書館としての機能 議会への情報提供活動 その他 支部図書館制度
---	--

4

公共図書館

- 図書館法第2条第1項
 「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他の必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。」
- 3169館(2009年度日本の図書館統計より)
- 社会教育機関としての役割(図書館法第1条)

5

大学図書館

- 大学設置基準第36条
- 1673館(2009年度日本の図書館統計より)

大学図書館のサービス(第38条)	
教育研究上必要な資料の系統的な整備	} 努力義務
資料の収集・整理・提供 情報システムの整備と学術情報の提供 他大学の図書館等との協力	
専門的職員の配属	
閲覧室、レファレンスルーム、整備室、書庫等の設置	
学生の学習・教員の教育研究のための十分な座席の設置	

6

学校図書館

- 学校図書館法
- 学校教育目的(第1条)
- 小学校、中学校、高等学校に設置(第2条)
- 学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、児童、生徒、教員への利用に供する(第2条)。

7

専門図書館

- 特定分野の情報を収集管理して、組織内の専門家や会員の利用に供する図書館。
- (独)宇宙航空研究開発機構本社図書館、(独)国民生活センター情報資料館、(独)科学技術振興機構文献情報部、企業内図書室、病院内図書室(医療法第22条、第23条)、大学の研究所が設置する図書室等

8

図書館で取り扱う情報と法・権利

9

図書館の資料と図書館サービス①

図書館法第3条の図書館奉仕(努力義務)
図書館資料の収集・一般公衆への提供
図書館資料の分類排列、目録整備
レファレンスサービス
他の図書館との緊密な連絡、協力、相互貸借
分館、閲覧所等の設置、自動車文庫、貸出文庫の巡回
読書会、研究会、鑑賞会の主催等
時事情報及び参考資料の紹介・提供
社会教育における教育活動機会の提供等
学校、博物館、公民館、研究所等との緊密な連絡・協力

図書館の資料と図書館サービス②

- 使用貸借(民法第593条)
- 「公の施設の利用」(地方自治法第244条第2項)
- 図書館サービスの外部委託化: 指定管理者制度

11

憲法上の諸権利と図書館

- 知る権利(憲法第21条): 受け手の自由
- 学問の自由(憲法第23条)
- 教育を受ける権利・学習権(憲法第23条)
- 参政権(憲法第15条)

12

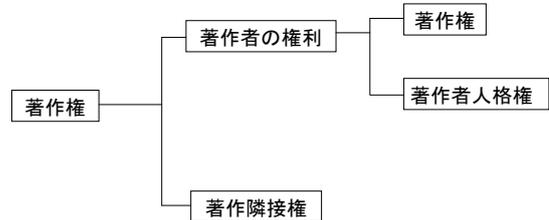
著作権法①: 著作権とは

□ 著作権法第1条

「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

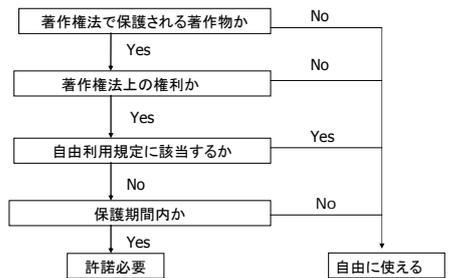
13

著作権法②: 著作権の分類



14

著作権法③: 著作物の利用に関するフロー



15

著作権法④: 著作物

- | | | |
|--|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 思想又は感情 □ 創作性 □ 表現 □ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲 | } | 要件 |
| <ul style="list-style-type: none"> □ 一般の著作物(小説、楽曲、絵画等) □ 二次的著作物 □ 編集著作物 □ データベースの著作物 | } | 種類 |

16

著作権法⑤: 著作権(財産権)

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権・伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利
口述権	著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利

※公衆＝不特定 or 特定多数人

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より
(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)

17

著作権法⑥: 著作権(財産権)

頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利(二次的著作物を創作することに及ぶ権利)
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より
(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)

18

著作権法⑦: 著作者人格権

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを決めることができる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より
(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)

19

著作権法⑧: 著作権を持つ者

- 著作者…著作物の創作者
- 著作権者…著作権を有している者
- 通常: 著作者=著作権者 ※無方式主義
- 財産権としての著作権: 著作者≠著作権者
- 著作者人格権: 著作者=著作権者

20

著作権法⑨: 著作物を利用できる場合

(代表的な自由利用制度)

- 私的使用のための複製
- 図書館等における複製
- 引用
- 営利を目的としない上演等

21

著作権法⑩: 図書館等における複製

図書館等: 国立国会図書館、大学や高等専門学校、研究所などに設置された図書館。

営利を目的としないこと。

利用者の求めに応じた複製

調査研究の用に供すること。

公表された著作物

著作物の一部分の複製: 半分を超えない程度。

22

著作権法⑪: 著作権の保護期間

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む)の著作物	死後50年
無名・変名の著作物	公表後50年(死後50年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後50年(創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年)
映画の著作物	公表後70年(創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

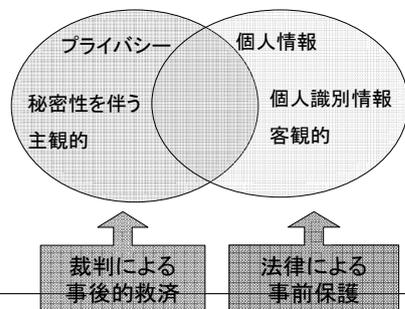
※暦年主義: 創作、公表、死亡した日の翌年の1月1日から起算

著作権法⑫: 違反の効果

- 民事上の救済措置
: 差止請求権、損害賠償請求権
- 刑事罰
: 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
- 刑事罰は親告罪
: 告訴がなければ公訴を提起することができない。

24

プライバシー権と個人情報保護法



25

個人情報保護関連5法

- 個人情報の保護に関する法律
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- 整備法
- 平成15年5月23日成立、同月30日公布
- 平成15年5月30日一部施行・平成17年4月1日全面施行
- ※自治体の条例

26

図書館と個人情報保護法①

国の機関	国立国会図書館	適用なし(三権分立)
	行政機関内 支部図書館	
	裁判所内図書館	
公共図書館	行政機関 本庁図書館	行政機関個人情報保護法
	公立図書館	自治体の条例
	私立図書館	個人情報保護法
大学図書館	国立大学附属図書館	独立行政法人個人情報保護法
	私立大学図書館	個人情報保護法

27

図書館と個人情報保護法②

学校図書館	国立高専機構	独立行政法人個人情報保護法
	公立学校	自治体の条例
	私立学校	個人情報保護法
	専門図書館	個人情報保護法
	地方議会図書室	自治体の条例

28

個人情報保護法の目的

□ 個人情報保護法第1条

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

29

個人情報と個人情報取扱事業者 (私立図書館)

- 「個人情報」: 生存する個人を識別できる情報
- 「個人情報取扱事業者」: 個人情報データベース等を事業の用に供している者。
 - ただし、過去6ヶ月間のいずれの日においても「5000人分」を超える情報を扱っていなければ対象外。
 - 市販の名簿、電話帳、カーナビ情報、住宅地図をそのまま使う場合は、「5000人分」に含めない。

30

図書館サービスをめぐる法的問題

31

図書館サービスと憲法上の諸権利

- 岐阜県青少年保護育成条例事件(最判平成元年9月19日)
: 青少年有害図書を含む指定して自動販売機への収納を規制する行為と表現の自由
- 福島県青少年保護育成条例事件(最判平成21年3月9日)
: モニター監視付自動販売機によるわいせつDVD販売と表現の自由
- 船橋市西図書館事件(最判平成17年7月14日)
: 図書の一方的除籍・廃棄と表現の自由

有害図書規制

32

図書館サービスに伴うトラブル①

- Q 図書館資料の延滞
- A ①督促、②訴訟提起・債務名義の取得、③貸出制限、④延滞料、⑤刑事告訴
- Q 図書館資料の汚損・破損・紛失
- A ①損害賠償or現物返還
②場合によっては器物損壊罪
- Q 図書館使用者が貸出登録をする際の制限
- A 公共図書館と「公の施設」
正当な理由がなければ拒んではならない。

鎌水三千男『図書館と法』(日本図書館協会、2009年)189～275頁参照。

図書館サービスに伴うトラブル②

- Q 迷惑利用者を退去させる法的根拠
- A 図書館の管理権や利用規則違反に基づく注意喚起・退館勧告。建造物侵入罪、器物損壊罪、迷惑防止条例違反、ストーカー規制法違反など。
- Q 特定の利用者に貸出を制限できる根拠
- A 利用規則に基づく貸出制限。
- Q 貸出のリクエストを拒否できる根拠
- A 「公の施設」の利用権を濫用。
※熊取図書館事件(大阪地判平成19年6月8日)

鎌水三千男『図書館と法』(日本図書館協会、2009年)189～275頁参照。

図書館サービスに伴うトラブル③

- Q 館内外で事故が起きた時の賠償責任の範囲
- A 施設が本来備えるべき安全性を欠いていた場合に責任を負う。
- Q 図書館資料の貸出に伴う賠償請求
- A 説明義務違反を問われることも。
- Q 子供が怪我をして助けを求められた場合
- A 事務管理(民法第697条以下)
- Q 集会室の利用を特定の団体に制限
- A 公の施設の利用権、行政財産の目的外利用により許されない。

鎌水三千男『図書館と法』(日本図書館協会、2009年)189～275頁参照。

図書館サービスに伴うトラブル④

- Q 複写機の利用
- A コピー機の不具合により仕上がりが悪い場合は図書館の責任。※著作権法は後掲
- Q 資料貸出確認装置
- A 窃盗を現場確認していれば現行犯逮捕
※2008年11月9日付読売新聞「2007年度に公立図書館から図書が不明となった冊数は28万冊、合計4億円」

鎌水三千男『図書館と法』(日本図書館協会、2009年)189～275頁参照。

著作権に関する個別問題①

- Q どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのか。
- A 国立国会図書館、公共図書館、大学図書館等政令で定める図書館等において、一定の要件を遵守することが条件
- Q コイン式複写機を用いて複写サービスを行うことの問題。
- A 自由に取らせることは認められない。
- Q 著作権法第30条の「私的使用のための複製」により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写はできるのか。
- A かかる解釈は著作権法の趣旨から問題。ただし、「当分の間」は、暫定的に「文書又は図画」の例外あり。

黒澤節男「図書館と著作権」((社)著作権情報センター、平成22年)より
(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>) 37

図書館と著作権に関する個別問題②

- Q 複写サービスができる「著作物の一部分」の範囲。
- A 全体の半分以下
- Q 定期刊行物に関する「発行後相当期間」
- A 月刊は次号が発行されるまで。年刊などは3ヶ月間の間。
- Q 自館にない資料について利用者から複写請求があった場合に、他の図書館に文献の複写依頼をしたい。
- A ガイドラインの取り決めによる。

黒澤節男「図書館と著作権」((社)著作権情報センター、平成22年)より
(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>) 38

図書館と著作権に関する個別問題③

- Q ビデオソフトの貸出と音楽CDの貸出
- A ビデオソフトは映画の著作物であり、頒布権が及び、許諾必要。音楽CDには貸与権が及び、非営利・無料の貸与が認められている。
- Q 付録のCD-ROMやフロッピーの館外貸出
- A 映画著作物に該当するものであっても、図書館が適正に購入していれば、消尽理論により著作権は及ばない。
- Q 市立図書館でのお話会(朗読サービス)と録音サービス
- A 朗読サービスは、非営利・無償・無報酬であれば許諾不要。録音サービスは、2009年著作権改正により許諾不要。

黒澤節男「図書館と著作権」((社)著作権情報センター、平成22年)より
(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>) 39

図書館と著作権に関する個別問題④

- Q デジカメや携帯電話を使って資料を撮影する利用者への対処
- A 私的使用の範囲内であれば認められない。図書館施設の管理権に基づく制限を設ける。
- Q 「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書で紹介として載せ、ホームページにも掲載している。
- A 許諾不要という見解が有力化。引用と解釈できる場合も。

黒澤節男「図書館と著作権」((社)著作権情報センター、平成22年)より
(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>) 40

図書館と著作権に関する個別問題⑤

- Q 大学図書館で開設している「機関リポジトリ」の問題
- A 複製権と公衆送信権について、権利者からの許諾が必要。特に過去の論文等については大変な作業となる。
- Q 国立国会図書館の「納本制度」、所蔵資料の電子複製化に関する著作権法改正
- A 前掲

黒澤節男「図書館と著作権」((社)著作権情報センター、平成22年)より
(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>) 41

学校における著作物の利用

- (ex)
- 授業の過程における著作物の利用
 - 文化祭等での上演や演奏
 - 運動会の際に、プラカードにキャラクターを描く場合
 - 他の学校との間での遠隔授業
 - 入学試験問題における既存の著作物を利用

大和淳「学校教育と著作権」((社)著作権情報センター、平成22年)より作成
(<http://www.cric.or.jp/qa/cs01/cs01.html>) 42

図書館資料と個人情報保護法①
: 図書館が扱う情報

- 利用者情報
- 利用情報: 入退館記録、貸出記録等
- 個人情報関係資料: 人名録等
- 図書館職員等の個人情報
- 書誌情報: 蔵書目録、索引データベース等

43

図書館資料と個人情報保護法②
: 行政機関本庁図書館、国立大学法人図書館

原則	各法律が適用	
例外①	法令に基づく場合 (図書館法等)	目的外の利用、 提供OK
例外②	専ら統計作成、学 術研究目的であ る場合	同上
例外③	個人情報関係資 料: 「行政文書」に あたらない。	すべて対象外

44

図書館資料と個人情報保護法③
: 私立図書館

原則	個人情報保護法が適用	
例外①	法令に基づく場合 (図書館法等)	目的外の利用、 第三者提供OK
例外②	大学等学術研究 機関が学術研究 目的で扱う場合	すべて対象外

45

図書館資料と個人情報保護法④
: 公立図書館

- 条例で適用除外にしているケースが多い。
- (ex) 神奈川県個人情報保護条例
「第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報
については、適用しない。
(3) 公文書館、図書館、博物館、美術館その
他これらに類する施設において、当該施設の
設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存し
ている個人情報」

46

その他

- 情報媒介者の責任
- 日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」
「第2 ……図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種
の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、
書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることが
ある…。
(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
(3) 省略」

47

リーガル・リサーチ

48

リーガル・リサーチ

- 法情報調査、法情報探索
- 「法情報」
 - ① 法令情報：憲法、条約、法律、政令、議院規則、最高裁判所規則
 - ② 判例情報：判決、決定、命令
 - ③ 補助的法情報：解説、教科書類、研究書、論文等
- データベースの発達

49

ネットワーク社会における最近の問題

50

クラウド・コンピューティング

- インターネットと、それに接続されているサーバー全体を、雲(cloud)に例えて、インターネットを介してユーザーに情報処理サービスを提供しようとするもの。
- 定義は確立せず。
- インターネット経由の情報処理サービス提供という点で共通

51

クラウド・コンピューティングの利点

- 自前のシステムと比べて、導入、運用等の手間と時間を省くことができる。
- コスト面での利点。実際に使用した限度で利用料を払えばよい。初期投資が不要。
- 急なユーザー数の増減にも柔軟な対応が可能

52

クラウド・コンピューティングの課題一般

- ブロードバンド環境が必要
- 接続障害の危険
- セキュリティの不安
- ユーザーの要望に応じた弾力的な仕様等の変更が困難
- 国内情報処理産業の空洞化、国際競争力の阻害など

53

図書館資料の電子化と情報発信

- 電子出版物と納本制度
 - 電子図書館
 - ① 書誌情報の提供
 - ② 外部情報へのナビゲーション
 - ③ 文献全文情報提供
- 外部
自前

54